

答申第 504 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報について、存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 9月29日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「平成○年○月○日付け当方提出の市長ホットライン（○.○.○受付（S）HL-○-○○）（以下「本件通報」という。）について、『市民の声』として広聴課あて通知したことの分かるもの（人材育成・コンプライアンス推進室あて）」に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同年10月13日、実施機関は、本件開示請求に対して、開示請求のあった保有個人情報が存在しているか否か（以下「本件存否情報」という。）を答えるだけで、非開示情報を明らかにすることになるため、条例第22条に該当するとして非開示決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

非開示情報

条例第20条第 1項第 7号に該当

開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、市長ホットラインに係る事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 同年12月 1日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張して

いる異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 既に一部開示されている平成〇年〇月〇日起案の市長ホットライン提供情報決裁文書に「本件、市民の声扱いとしてよろしいか。」との記載があるにも拘らず、存否応答拒否とするのは、市職員の法令違反が明らかになるためである。

(2) 当時の実施機関の職員の不正を、組織ぐるみで隠蔽しようとしているのではないか。

(3) また、広聴課は、平成27年 9月18日付け個人情報非開示決定において、当該市長ホットラインに係る文書を推進室から受領していないとしている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 平成 27 年 8 月 27 日付け 27 総人コ第 41 号にて異議申立人に対して開示した保有個人情報には「本件、市民の声扱いとしてよろしいか。」との記載がある。

2 条例第 22 条において、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」とされている。

3 また、個人情報開示、訂正、消去・利用停止事務取扱要綱第 3、第 7 項第 7 号のエにおいて、存否応答拒否の決定を行う場合は、個人情報非開示決定通知書の「開示をしない理由」欄に、開示請求に係る保有個人情報が仮に存在した場合に適用することとなる非開示条項及び保有個人情報の存否を明らかにすることが非開示情報を開示することとなる旨を記入することとされている。

4 本件開示請求は、本件通報について広聴課あて通知したことの分かる保有個人情報の開示を求めるものであるが、この存否を明らかにすることは、通報に係る対応状況について明らかにすることになる。

5 この通報に係る対応状況を明らかにすることにより、本件通報に係る対応

等が通報者の意に沿わない場合等に外部からの干渉、圧力等を受けることが懸念されるなど、市長及び調査・対応等を行う関係部署の事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第20条第1項第7号に規定する非開示情報に該当する。

6 よって、条例第22条(存否応答拒否)による本件非開示決定を行ったものである。

第5 審議会の判断

1 争点

本件存否情報を明らかにすることで、条例第20条第1項7号に規定する非開示情報を明らかにすることになるか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 市長ホットライン及び「市民の声」について

実施機関に確認したところ、市長ホットラインについて、次の事項が確認できた。

(1) 市長ホットラインについて事務手続き等を定めた規程等は作成していない。

(2) 市長ホットラインの事務の流れは次のとおりである。

ア 市長ホットラインへの通報を受け付けると、人材育成・コンプライアンス推進室（以下「推進室」という。）にて、内容の区分分けを行った後市長が閲覧し、受け付けた通報に対する市長の指示が出され、その指示に基づいて、推進室において処理を行う。

イ 市長ホットラインに寄せられた情報であっても、内容に応じて、「市民の声」として区分される場合もある。

ウ 通常、「市民の声」として区分された場合、当該情報はスポーツ市民局広聴課（以下「広聴課」という。）へ送られる。

ただし、市長ホットラインは市長の指示を踏まえ対応する制度であるため、推進室が内容に応じて区分分けした後であっても、「市民の声」として区分分けされた市長ホットラインについて、すべて広聴課へ通知するという一律の対応が決まっているものではない。

4 本件請求文書について

本件請求文書は、本件通報について、「市民の声」として広聴課あて通知されたことが分かる行政文書を指すと考えられる。

5 条例第22条該当性

(1) 開示請求に対しては、当該開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第20条に規定する非開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めている。

(2) 当審議会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非開示決定が多用さ

れると、原則開示の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

- (3) 異議申立人が、自らが行った市長ホットラインへの通報に対して、どのような対応がなされたかを知りたいと考えることは十分理解し得る。

しかし、市長ホットラインの、通報に係る対応について市長が直接指示を出すという特性や、本件開示請求がなされた当時から、市政や市長の方針等に批判的な者が市長の下に無理に押し掛けようとする事態が一定見られるようであることに鑑みると、対応の判断を明らかにすることにより、自らの通報の取り扱いに関する内容に批判的な者が市長の下に押し掛け、実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる可能性を否定できない。

- (4) 本件開示請求が、異議申立人による市長ホットラインへの通報を「市民の声」扱いとすべきと市長が判断したことを前提とした開示請求であることから、本件存否情報を答えることは、「市民の声」扱いとしたか否かという対応の判断を明らかにすることになることが認められる。

- (5) したがって、本件存否情報を開示することにより、条例第 20 条第 1 項第 7 号に規定する非開示情報を明らかにすると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

6 付言

条例第 18 条に定める開示請求権は、自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利の保障の観点から、個人が自己の情報の所在と内容を知り得る手段が保障されていることが最も重要であることに鑑み、保障されている権利である。

今後、実施機関においては以上の趣旨を踏まえ、個人情報開示請求に対する決定にあたっては、事務の特性の説明も含めた非開示理由についての丁寧な説明を行うことが求められる。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成27年12月25日	諮問書の受理
平成28年 1月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月 8日	実施機関の弁明意見書を受理
2月16日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月11日	異議申立人の反論意見書を受理
令和 3年 6月25日 (第273回審議会)	調査審議
7月30日 (第274回審議会)	調査審議
8月27日 (第275回審議会)	調査審議
9月24日 (第276回審議会)	調査審議
10月22日 (第277回審議会)	不服申立人の意見を聴取 調査審議
11月26日 (第278回審議会)	調査審議
12月24日 (第279回審議会)	調査審議
令和 4年 1月11日	答申